

会長 それでは、ただ今から令和4年度第3回私立学校審議会を開会いたします。
 まず始めに、本日の審議会の出席委員の数について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 （出席委員数を確認。神奈川県私立学校審議会会議運営規程第4条の条件を充足し、本日の私立学校審議会が成立していることを報告。）

1 議事録署名人の指名

会長 続いて、本日の会議の議事録署名人を決めさせていただきます。私から御指名申し上げてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

会長 御異議がないものと認め、私から御指名申し上げます。鳥越委員と池田委員のお二人をお願いいたします。

《両委員承認》

2 会議の公開の決定

会長 それでは、審議に入らせていただきますが、当審議会の会議については、諮問案件及び了承案件については非公開とし、その他の事項については、その都度、会議に諮って公開または非公開を決定することとしております。

 本日は諮問案件、了承案件の他に、「報告事項」及び「その他」がございます。

 「報告事項」については、学校法人に関する情報が含まれており、公開することで、法人の権利、利益を害する恐れがあることから、非公開とし、「その他」については、そうした情報が含まれていないことから、公開することで御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議がないものと認め、「議題3 報告事項」については非公開、「議題4 その他」については公開とすることに決しました。

 公開する議題については、「神奈川県私立学校審議会傍聴細則」により、先に審議等を行うこととされているため、はじめに「議題4 その他」に入らせていただきます。

 また、非公開とした「議題3 報告事項」については、諮問案件、了承案件

の審議の後に扱うことといたします。

これより、傍聴を希望する方がいる場合は入室を許可いたします。

事務局 傍聴人はおりません。

3 「議題4 その他」

「神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準」及び「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」の一部改正について

会長 それでは「議題4 その他」について、事務局から説明願います。

事務局 それでは「議題4 その他」について説明をさせていただきます。

はじめに、神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準の一部改正についてです。

これは、昨年8月に国が取りまとめた「令和の日本型学校教育の実現に向けた通信制高等学校のあり方に関する調査研究協力者会議」の「審議まとめ」を踏まえて、国の「高等学校通信教育規程」が一部改正されたものです。

なお、本審議会の委員が、全国私立学校審議会連合会の代表として、この「審議まとめ」に向けた国のヒアリングに御参加いただいております。

国基準改正の概要ですが、より特色のある教育の提供を可能とする観点から、通信制課程の収容定員について、「240人以上」とされていた下限が撤廃され、教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めることとされました。

また、通信制課程の教員数について、これまで「5人以上」との最低基準のみが定められておりましたが、「5又は在籍生徒数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上」、つまり最低5人、生徒数80人当たり1名以上に改められました。

施行日は令和5年4月1日ですが、教員数については、令和7年3月31日までの間、特別な事情があれば、従前のおりてよいこととされました。

続きまして、県基準の改正（案）を御覧ください。

通信制課程の教員数について、県の基準では、学校の規模に応じて、「生徒数が100名増すごとに1名」、「150人を増すごとに1名」などと規定しておりましたが、今回、国の基準改正で、「生徒数80人当たり教員1名以上」という、これまでよりも厳しい基準が設けられましたので、県の基準の該当条項を削除します。

施行日ですが、国の基準と同様令和5年4月1日とし、令和7年3月31日までの経過措置を設けます。

続きまして、神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準の一部

改正についてです。

これは、「大学設置基準」の一部改正を踏まえて、国の「専修学校設置基準」が一部改正されたことによるものです。

国基準改正の概要ですが、専修学校の必要教員数の半数以上は、「専任の教員」でなければならないとされていますが、これを「基幹教員」に改め、本務としてその専修学校に勤務する教員のほか、他校との兼任で、年間8単位以上の授業を担当する教員も、この「基幹教員」に含めることができるとされたものです。

次に、通信制課程の授業において、教材をインターネット等を通じて提供することも可能であるということが明示されました。

また、専修学校の工業分野は、商業実務分野よりも教員数や校舎面積の基準が厳しくなっていますが、デジタル人材育成の観点から、新たに工業分野に情報関係学科を設置する場合、一定の要件を満たせば、こうした教員数や校舎面積の基準を緩和するという特例が設けられました。

施行日は令和5年2月28日ですが、「基幹教員」に関する規定は、令和5年4月1日です。

なお、令和6年度までの専修学校の設置認可は、従前の基準を適用することとされております。

続いて、県基準の改正（案）を御覧ください。

県の基準では、「専任教員の数」について、概ね収容定員40人につき1名以上と規定しておりますが、国の基準改正を踏まえて、この「専任教員」を「基幹教員」に改めます。

施行日は令和5年4月1日とし、国の基準同様の経過措置を設ける予定です。

会長 説明が終わりました。御質問、御意見のある方は御発言を願います。

委員、この改正によって、どのような作業が起きてくるか、感想だけでもお聞かせ願えませんか。

委員 やはり広域通信制を設置する学校が増えて、通っている生徒も増えているということで、表現が適切かどうかわかりませんが、今まで緩やかな形の部分が多かったのも、その部分をもう少し厳格にとらえて、しっかりと、できれば各都道府県でも管理をしていって欲しいという願いが従前からあったのですが、なかなかその部分は進まなかったのです。

それをずっと前から、全審連（全国私立学校審議会連合会。以下同じ）の中で議論をしてまいりまして、そして徐々にそうやってきたということです。

一方では、こういう通信制の学校が、より認知を得たというのと同時に、教育

の中においてきめ細やかな指導していくという必要があるのではないかということです。現状では、どれくらい生徒がいるかというのをはっきりと把握されていないような部分があって、実際に認可が緩やかなところでできて、そして全国に広がっていく。この神奈川県の場合には、たまたま本部を置く広域通信制はないので、こういう場において議論されることはないのですが、実際は、沖縄、茨城、そういったところが中心になっていろいろな学校ができて、そして全国に広がっているという実態もありますので、これから先を考えていくと、より細かな形で基準を決めていく必要があるのではないかということが、全審連の中での方向でした。

会長 ありがとうございます。

 これによって神奈川県行政が特に大きく変化する、或いは気をつけなければならない問題点が出てくる。こういうことは、現実問題あるのでしょうか。

事務局 直接の影響ということでは言えないのかもしれませんが、広域通信制の本部はなくても、県内で実際に利用されている方が約1万人いると想定しております。ですので、その部分で言えば、やはりしっかりとした教育がなされているかという点で、もう一步踏み込んだ形でのシステムというか、そういった方向性に少し関わることができるならば、県も今後、安心して学べるような環境づくりに寄与できるかと思っております。

会長 今、全審連に出席された委員の御意見、そして県の意見、二つお聞きをしました。

 皆さん方の方から御意見、御質問等ありましたらどうぞ。

委員 通信制高等学校に関しては、結構厳しくなってきたと思うのですが、逆に専修学校の方は、専任教員が基幹教員になり、甘くなっているような気がするのですが、その辺はいかがですか。

事務局 専修学校の方は、御指摘のとおり専任教員を基幹教員にするということで、兼任の方も数としてカウントできるようになり、基準は緩和になっています。

 教育分野によっては、教員人材の不足が言われていますし、また兼任を認めることで、より柔軟なカリキュラムを組めるようになるという点で、これは国の「大学設置基準」の改正を踏まえて改正されたものですが、その趣旨に照らせば、適切なのではないかと思っております。

委員 了解しました。

会長 他に御意見がある方はいますか。

委員 今回の基幹教員の件ですが、専門学校の場合、実は、いわゆる文部科学省所管の専門学校としての認可と、もう一つ、厚生労働省や国土交通省などが所管の養成校としての認可があります。

例えば、うちがやっている看護学校ですと、厚生労働省の養成校としての認可と、それから文部科学省の学校としての認可と、二つもらっているのですが、厚生労働省の養成校については、基幹教員の話は出ていません。文部科学省の方しか出ていないので、バランスが悪いのです。

ですから、ビジネス系ですかそういう専門学校は、多分この基準でいけると思うのですが、厚生労働省とか国土交通省とかの認可校となっているところは、まだそこまで緩和されていない。「大学設置基準」にならって緩和されているので、その辺のところは、また国の様子を見ていかないといけない状況です。

会長 他に御発言がないようであります。

「議題4 その他」については、これをもって終了いたします。

4 諮問案件

(1) 学校の廃止認可について（学校法人の解散認可3件を含む）

中等教育学校1件、幼稚園6件、専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(2) 高等学校の学科廃止認可について

高等学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(3) 学校の定員に係る学則変更認可について

幼稚園1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

5 了承案件

(1) 学校の定員に係る学則変更認可について（学級数のみ）

幼稚園1件について、了承することを決定した。

6 報告事項

(1) 専修学校の課程設置計画について

専修学校1件について、事務局より報告した。

会長 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。事務局から事務連絡等ありましたら、お願いいたします。

事務局 (事務局からの連絡事項)